

複数部門を取得している場合の登録更新証の様式変更について

【令和3年3月追記】登録更新後にお届けする証書の名前が変わります

平成31年4月1日から、複数の取得部門を1枚の更新証にまとめて記載していますが、その名称が、「林業技士登録更新証」から「林業技士登録証」に変わります。

令和3年4月1日付け発行分からは、登録更新手続き後に、新たな有効期限が記載された「林業技士登録証」をお送りします。なお、複数部門をひとつの登録証に記載することはありません。

以下のご案内文は「登録更新証」（更新証）を「登録証」に置き換えてお読みください。

（平成31年3月ご案内）

林業技士の登録更新証につきましては、これまで部門ごとに更新証を交付していました。例えば「林業経営」「森林環境」「森林総合監理」の3部門を取得している方には、更新時にそれぞれ部門ごとに3つの更新証をお渡ししていました。

現在の仕組みでは、すでに登録されている方が新規に別部門を取得した場合は、既存の登録部門も併せて新規取得の登録年月日とすることから、更新時には複数の部門を取得していても更新証の更新年月日、登録有効期限は同一となります。

このため、今年度からは、取得している部門が一覧でわかるように、複数の部門をひとつの更新証にまとめ、初回登録日のみ記載することとしました。

これにより、手続きに煩雑さをなくすことができ、併せて経費の節減にもなり、皆さま方のご負担の軽減にすこしでもつながればと考えております。

なお、森林評価士、作業道作設士の更新については、これまでどおり、それぞれの更新証を個別に交付致します。

皆さま方におかれましては、ご理解の上、引き続き林業技士制度につきましてご協力をお願い致します。

平成31年3月公開

令和3年3月更新

森林系技術者養成事務局

新しい登録(更新)証の例

林業技士登録証

山田 太郎

林業技士名簿に登録された林業
技士であることを証する

登録部門

林業経営	第 3964 号	平成 20 年	4 月	1 日
森林環境	第 893 号	平成 23 年	4 月	1 日
森林総合監理	第 74 号	平成 29 年	4 月	1 日

登録更新年月日 令和 3 年 4 月 1 日

登録有効期限 令和 8 年 3 月 31 日

令和 3 年 4 月 1 日

一般社団法人 日本森林技術協会

理事長 福田隆政 (印)